

# 平成23年度税制改正結果(主要項目)

平成22年12月  
藤末健三事務所

## 中小軽減税率・法人税率の引下げ

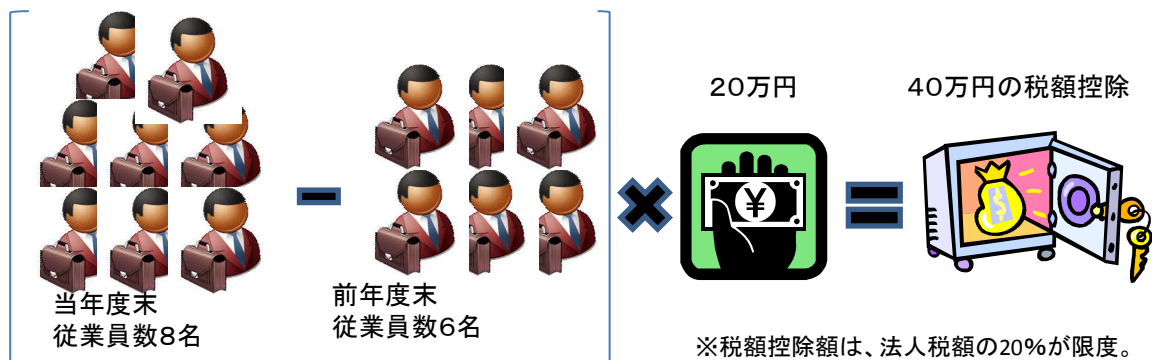
現在、中小企業は、年所得800万円以下の部分については18%の軽減税率が適用され、年所得800万円超の部分については30%の法人税の基本税率が適用される。税制改正により、軽減税率は15%に、基本税率は25.5%に引き下げ。

対象	現在		改正後
中小企業 (資本金1億円 以下の法人)	年800万円超の 所得金額	30%	<u>25.5%</u>
	年800万円以下 の所得金額	22% (本則)	<u>19%</u> (本則)
		18% (特例:平成23年3月31 日まで)	<u>15%</u> (特例:平成26年3月31 日まで)

## 雇用促進税制の創設

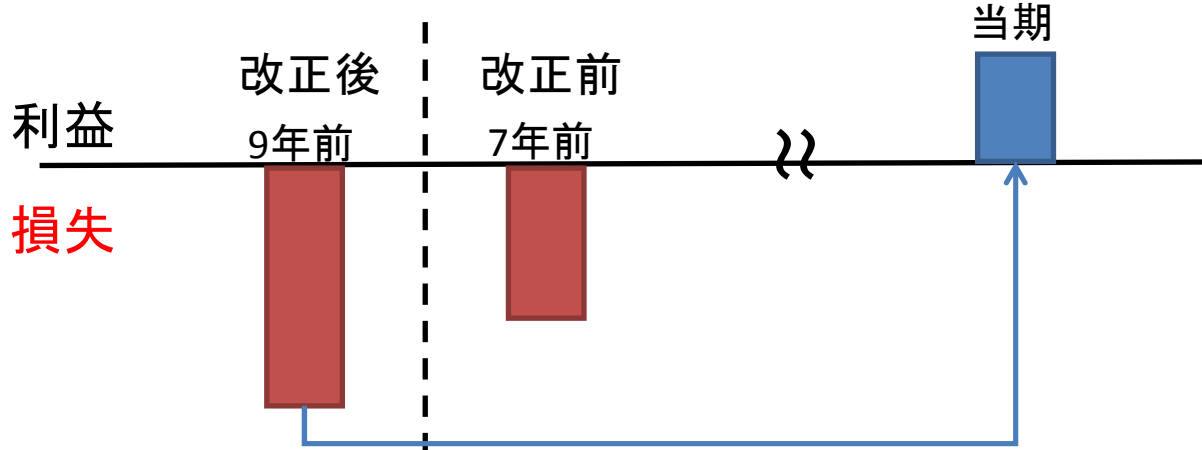
中小企業が、従業員を10%以上かつ2人以上増加させた場合に、増加した従業員1人当たり20万円の税額控除ができる制度を新たに創設。【平成26年3月31日までの時限措置】

### <具体例>



## 繰越欠損金制度の見直し

現在、過去7年前までに発生した損失は、当期の所得金額から差し引くことが可能。中小企業については、差し引くことができる金額を維持するとともに、過去9年前までに発生した損失を差し引くことができるよう変更（平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用）。



## グリーン投資減税の創設

中小企業が、エネルギー起源CO2排出削減等に効果が見込まれる設備を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を適用できる制度を新たに創設。【平成26年3月31日までの時限措置】

<対象設備の例>

- ①省エネルギーの推進  
(例: 高効率工業炉、ハイブリッド建設機械)
- ②非化石エネルギーの導入拡大  
(例: 太陽光発電設備、風力発電設備)
- ③低炭素化  
(例: 電気自動車、高効率ヒートポンプ)

問い合わせ先 参議院議員(全国比例) 藤末健三事務所

Tel: 03-6550-1009 Fax: 03-6551-1009 info@fujisue.net